Offshore

1998/No.255

OFFSHORE 255 号
平成 10 年 2 月 10 日発行
発　行　社団法人　日本外洋帆走協会
編集：本部会報小委員会
〒 108－0014 東京都港区芝 5-15-5 ビル 4F
電話・東京 03（3452）5812
FAX・東京 03（3452）5815
印　刷：気生堂印刷所
1 部定価 300 円（郵送料別）

新年を迎えて

会長　戸田　邦司

1998 年の新年を迎えいよいよ協会再建の正念場になって参りました。会長就任後一年半になりますが、それ以前の構造改革委員時代も合わせて協会の運営問題に真正面から取り組んで三年程になります。

その間、本部と関東支部との分離、本部の超スリム化、支出の極小化等による財政再建問題も会員のおかげもあってようやく将来への道をつけることができました。ご協力いただきました方々に心から御礼申し上げます。また関東支部からの借入金 3,140 万円についても返済を免除していただき、財政再建へのもっとも大きな問題を解決することができました。関東支部も今年から四つの支部に分割されそれぞれが活発に活動を開始することになっておりますが、関東支部の皆さんに心から御礼申し上げたいと思います。

財政再建、構造改革はまずまずの結果を得ることができはしたものの事業の拡大、会員、艇の登録数の増加、会員の活動のための関係官庁への公益的活動等の点については些か等閑になっていたといわざるを得ないでしょう。

会員や登録艇を増すことは協会の財政上も極めて重要なことであります。その意味で会友艇数が登録艇数を超えてしまっていることは本末がどこかでおかしくなった結果ではないでしょうか。簡単にいえば、正式の登録艇にさほど魅力がないということになります。正式登録艇であることを魅力あるものにするよう努力をする一方で会友艇を順次正式の登録艇に移行するようお願いすることにしました。

〈たか〉裁判は、レースにおける責任が各艇にあることを社会に認識してもらうためにも正面から対峙しなければならない課題でありました。和解は協会にとって 100 パーセント満足ということではありませんでしたが、現在の民事裁判制度の限界もあり、今後とも我々の主張を続けなければなりません。

また日本ヨット協会との関係については、我々の基本的理念と活動が担保されることを前提に大同団結すべき時機が到来したように思われます。

これからの時代は、各支部あるいはフリートが、自主的にそれぞれの地域色を豊かに活動を拡大してゆくとともにそれらの活動の全国的な連携も積極的に進めていく必要があります。沖縄レースの復活、伊豆七島ランデブウなどグランプリレーサーからクルーザーまで幅広い企画により誰もが楽しめるよう活動の基盤を整えていくのが本部執行部の努めではないしょうか。

会員、関係者のご協力を宜しくお願い致します。

1998 年度第 1 回理事会の概要報告

常務理事　加藤　正義

昨年末 1998 年度・1999 年度担当の理事及び監事の選挙が行われ、理事については定数 30 名中 18 名が新理事予定者になりました。定款により 2 月 21 日開催予定の理事会・代議員会・総会までの間は現理事の方々がその職務を行うことになっていますが、振り返ってみますと NORC はこの 2 年間現理事の方々が多くの困難な問題に直面しこれの解決に当たられましたが、人と事業について NORC 発足以来の大きな節目の時機となったので、今回の理事会は急きょ引継が円滑に出来るようにとの意向で開催されました。

理事会には現任理事 14 名（その他書面表決書・委任状 10 名）、新理事予定者 10 名、現任専門委員長（理事以外の専任者）2 名、選挙管理委員長合計 27 名の盛会となりました。理事会の概要はつぎのとおりです。

会長挨拶要旨

1. 昨年末の理事選挙で多数の新理事予定者が選出されたので、今回の理事会は新理事予定者の方々に早急に事業運営に参画していただけるようにとの主旨で新理事予定者に参加していただく理事会を企画した。
2. この数年間は NORC 財政は危機的状態で臨時会費の一部の一般会計への組入れ、支部基金や会員からの資金借用、特別会員からの NORC 本部への寄付等をお願いしたが、この結果昨年末でおおむね財政危機を乗り越えることができた。
3. NORC 財政再建に重点を置いたため、事業の拡大、会員、登録艇の増加、関係官庁等への公益的活動の実施等について、いささか控え目となったことを反省をし、今後は前述の事項に積極的取組むこととする。
4. <たか>裁判については、昨年 12 月 25 日原告と和解した。協会内において異論もあったが、和解は時宜であり和解金は実質見舞金の内容で、今後もレース責任については主催者側には存在しないことを内外にはっきりさせていくということで受入れた。
5. 会友艇制度は、登録艇より会友艇が多くなるという本末転倒の状態になり、このたび廃止を決断した。NORC の事業に賛同し、会友艇から正規の登録艇に順次移行してもらうよう努力してほしい。
6. JYA との統合問題については、統合を前提とした討議をこの 1 年間行った。統合について相方とも理解が深まって来た。基本的には我々の考え方、活動範囲が狭められないならば統合への道が明るくなると思っている。
7. 本日は折角の機会なので新旧理事の引続的なことを念頭において議論を進めてほしい。

議題　検討概要

(1) 1997 年度事業報告概要及び 1998 年度事業計画オリエンテーション

2 月 21 日開催予定の理事会、代議員会、総会用として各専門委員から提出された原稿資料について、出席の各専門委員長等からそれぞれ説明をいただきました。

1998 年度事業計画オリエンテーションでのトピック項目はつぎのとおりです。

ア 総務委員会	会員管理、登録艇管理の合理化（統一データベース）
イ 会報小委員会	Offshore 発行回数の増加、読ませる Offshore へ
ウ 保険小委員会	NORC ヨット保険の普及拡大
エ ＪＹＡ部会	「日本ヨット界統合準備委員会」による「新組織準備報告書（仮称）」の検討（今春ごろ）
オ 安全委員会	スペシャルレギュレーション 1998 ～ 1999 版 和訳
カ 計測委員会	ORC セールメジャラー制度の強化確立
キ 技術委員	技術委員会のラボラトリ化
ク 帆走委員会	外洋レース開催方針の検討 シーマンシップセミナーの開催指導
ケ 通信委員会	将来の外洋ヨットの通信手段のあり方検討
コ 法制委員会	公益的活動の強化

＜審議決定なし＞

(2) 1997 年度決算概要及び 1998 年度予算概要

鈴木財務委員長が次のとおり報告しました。

1997 年度決算は集計中で取りあえず本部の収支決算書を配布した。

1998 年度予算は新理事予定者の意向を受け検討・修正するものとするので、資料は 1997 年度第 6 回理事会に提出した 1998 年度本部予算案をそのまま配布した。 1993 年度から 1994 年度への繰越金不正合問題は、調査中で次回理事会に報告する。

〈審議決定なし〉

(3) いわき支部長同意、常磐支部名称変更 社団法人日本外洋帆走協会組織運営規程第 8 条の改正

いわき支部長を藁谷俊哉氏とする理事会の同意が得られました。

社団法人 日本外洋帆走協会組織運営規程第 8 条を改正していわき支部を加え、常磐支部の名称を大洗支部に変更し、併せて支部の順を北から南に整理しました。

なお、関東支部の 4 支部分割関係は設立総会が済んでいないため、次回理事会に改正を行います。

＜審議決定＞

(4) 現任理事所見発表

堅苦しい所見発表にせず、出席者全員が自己紹介を兼ね、挨拶し、若干の所見の発表をしました。

〈審議決定なし〉

(5) <たか>裁判

会長挨拶にもありましたが、服部訴訟対策特別委員会委員から今回の OFFSHORE 掲載の経過報告記事に沿って説明がありました。とくに、<たか>裁判和解後の記者会見では、会長自ら説明された旨の披露がありました。

〈報告〉

(6) 主催問題

尾島専務理事から、主催、共催等の問題は JYA との統合に関する討議においても検討の事項となっており、しばらくの間慎重な検討を継続する旨の発言がありました。

野口帆走委員長から、J．C．'98 は東海支部主催で 10 月 30 日から 11 月 8 日の間、熊野灘海域で実施する旨の説明がありました。

〈審議決定なし〉

(7) その他

ア 日本外洋帆走協会 ORC セールメジャラー制度に関する規定

本規定は計測委員会にて 12 月 26 日制定されていますが、定款第 45 条による細則として取扱うこととし、12 月 26 日に遡り施行することになりました。

〈審議決定〉

イ 日本ヨット界統合準備委員会

尾島専務理事から第 7 回委員会において寄付行為・定款の検討が始まり、まず事業目的の内容の討議を行った旨の説明がありました。今後は組織、役員等についての討議に入る予定です。

（OFFSHORE255 号別掲載記事参照）

〈報告〉

ウ 理事、監事選挙実施状況

横山選挙管理委員長から、理事・監事の選挙は各支部厳正に実施された旨の報告がありました。

〈報告〉

エ 検討会の開催

会議において、新理事予定者を中心に重ねて 1998 年度事業計画及び予算について、具体的な検討を行うことが必要とされ、1 月 22 日（木）18:30 から検討会を NORC 本部会議室で開催することが席上決まりました。

社団法人 日本外洋帆走協会
組織及び運営規程第 8 条の改正

（支部の設置）

第 8 条 本会は、定款第 2 条により、NORC の事業を実施するため、次の地域別支部を置く。

①北海道支部	②津軽海峡支部
③いわき支部	④大　洗支部
⑤関　東支部	⑥駿 河 湾支部
⑦東　海支部	⑧近畿北陸支部
⑨内　海支部	⑩西 内 海支部
⑪玄　海支部	⑫南 九 州支部
⑬沖　縄支部	

2　支部の設立は、理事会の同意を得て会長が承認する。

3　支部の設立基準は別に定める。

附則

この規程は平成 10 年 1 月 1 日からの施行とする。

外洋ヨットレース主催問題等に寄せて

専務理事　尾島　裕太郎

JAPAN CUP '97に端を発したNORCの外洋ヨットレース「主催」の定義は、多くの論議を呼びました。

1997年度の理事会において内海支部とKYCで実施するJAPAN CUP '97に関し、私の使用した単語と定義が、色々な解釈を呼び、この件に関し理事会で何度か討議を行いました。

何度討議をしても「JAPAN CUP実行の実態」は変わりません。用語について議論がおこるのは、過去において本部中心であったレース運営の後遺症と私は考えております。

いま基本にすべきは、世界の標準を、NORCが日本で使いやすいようモデルチエンジを行い、レースを催す集団がレース毎に使い分ける基準を設定することだと思います。社会背景が変わり、小さい単位が物事を決定する要求はいよいよ強くなるでしょう。

今後、レースに参加する支部やフリートの人が中心になり、運営する集団を選ぶ。参加艇や参加者はレース運営を行う集団をよく分析し、レースのランクに合うよう運営組織に注文を付ける。これを何度か繰り返しレースに熱心な会員が経験則を取得する。各支部のレース委員会は他支部を跨ぐレースの度に、経験則を互いに確認し認識するため、支部間の連絡網が充実してくる。この過程を尊重するのが最適の方法と考えます。急ぐ事なく論議をつくせば主催問題も解決出来ると確信しております。

KYCでの'97年第5,6回理事会開催とJAPAN CUPの実行で、活発にクラブメンバーが動かれたと拝察しております。わたくしはそれら一連の出来事がNORC全体の活性化に繋がる事を願っております。

JYAとの合同問題も本年結論がでると思われます。本部では今、新しく選出された理事候補の方々も新人が多く、たか裁判も終結し、NORCの先が見え始めました。思ったより早くビツクバンがNORCに来たようです。

主催問題で論議を呼んだのも、しっかり意思統一されたNORCの理念が、会員に伝わっていなかった事が原因だと思います。NORCにとって一番大切なのは会員全体にご理解いただけるメディアが必要であるということです。本年は、OFFSHOREを読みやすいよう努力いたします。

<たか>提訴シリーズNO34

和解に至った経過報告

訴訟対策特別委員会　服部一良

オフショアの前号NO,254号で、昨年の11月から12月にかけて、にわかに慌ただしくなった状況をお伝えしましたが、年末の12月25日の和解案受諾と同日に行われた記者会見の模様を中心に、ご報告を続けます。

☆昨年の9月25日、NORC側の証人野本謙作氏の証人尋問終了後に、裁判長は原告被告双方の代理人に向かって、和解の可能性について考慮するように求めました。

☆11月6日、裁判長は、原告被告双方の代理人と関係者を個別に呼び、和解案の骨子を説明、受諾を強く要望しました。同時に、次回の12月17日には、当事者が受け入れるか否かに関わらず、裁判所の職権和解勧告として、和解案を提示すると伝えました。

☆この裁判所の意向を受けて、NORCは、11月21日の本部理事会と本部代議員会において、和解案を検討、受諾を機関決定しました。

以上は、前号でお伝えした概要と重なります。

☆12月17日、裁判長が示した和解案は次の通りです。

平成5年（ワ）第18769号　損害賠償請求事件　民事第31部合議　平成9年12月17日
原告　高瀬良夫　外5名
被告　有限会社　サンスイ　外5名
裁判所和解案

1、被告有限会社サンスイ、同水川富久子、同水川亨与及び同水川竜秀は、各自、原告らに対し、本件和解金として合計1200万円の支払義務のあることを認め、これを平成10年2月27日限り、原告ら訴訟代理人の預金口座に振込送金して支払う。

2、被告社団法人日本外洋帆走協会は、原告らに対し、本件和解金として合計300万円の支払義務のあることを認め、これを平成10年2月27日限り、原告ら訴訟代理人の預金口座に振込送金して支払う。

3、被告社団法人日本外洋帆走協会は、原告らに対し、本件のような水難事故が将来発生しないよう安全性の向上に最大限の努力をすることを約束する。

4、原告らは、被告らに対するその余の請求を放棄する。

5、原告らと被告らは、本件に関し、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

6、訴訟費用は、各自の負担とする。

☆これを受けて訴訟対策委員会は、すでに和解案受諾の方向は本部理事会などで決定されていますが、12月2日に再度、代理人と協議、文面の法的な解釈や拘束力などを尋ねました。文をもう少々判り易くする点もお願いしましたが、裁判所は妥協しなかったようで、12月25日、夕刻、上記の裁判所の職権による和解案に署名捺印となりました。

☆同日、和解成立直後に司法記者クラブにおいて記者会見を行いました。取材の申し込みは20数社、テレビカメラも5～6台がセットされ、すでにアクシデントには風化の兆しが伺えるとはいえ、やはり参加9隻中2隻が沈没、14人のクルーが死亡した事実は大きいと、改めて痛感しました。NORC側は戸田邦司会長も出席、最初に代理人の山本隆弁護士が弁護団としての声明文を発表、続いて記者からの質疑に会長が答弁しました。

☆弁護団が用意した声明文（プレスリリースとして配布）は下記の通りです。

本日、和解が成立しましたが、本件事故によって亡くなられた<たか>号の艇長である水川さん並びにクルーの方々のご冥福を改めてお祈り申し上げます。

今回の訴訟に際し、社団法人日本外洋帆走協会と致しましては、ヨットの事故に関する責任の有無、責任所在の明確化並びに海事思想の普及のため、基本的には、和解ではなく判決という形で裁判所のご判断を賜りたいという考え方があり、そのような姿勢で裁判を行って参りましたが、裁判開始から4年以上の時間が経過していることと、今回、裁判所主導による職権和解勧告であることから、和解手続きに応じることとした次第です。

社団法人日本外洋帆走協会がお支払いする和解金額につきましては、様々な考え方があると思いますが、原告が請求した当初の訴訟額などから考えて、実質的には、ご遺族の方々に対するお見舞い金としてお支払いするものと理解しております。

今回の訴訟では、社団法人日本外洋帆走協会に関しましては、ヨットレースを中止することの是非など、ヨットレースを主催する者の責任が問われたわけですが、今回の裁判を通じて、

① 外洋ヨットレースにおいては自己責任の原則が確立されていること。

② 各船舶の運航責任は、外洋レースの主催者にではなく、各船舶のオーナー及び艇長にある。

というこれまでの主張が、ご理解いただけたものと考えております。

社団法人日本外洋帆走協会は、今後も引き続き、ヨットレースにおける自己責任の確立を柱とするシーマンシップの向上に最大限の努力をしていきたいと考えております。

1997年12月25日
社団法人日本外洋帆走協会代理人
弁護士　麻生　利勝
弁護士　山本　隆
弁護士　田中　保彦

以上です。

☆記者団からの質問は、ふたつに集中しました。

ひとつは、和解文書に記載された「安全性の向上」の具体策に関してです。この質問に対して、会長は、海の上では当事者が自己責任を貫徹する以外に安全の確保の方法はない。今後は、従前通りに会員のシーマンシップの向上に努め、他にも広く周知する、と答えました。

もうひとつは、訴訟に加わっていないご遺族の処遇に関してでした。会長は、現時点では未検討と答えましたが、NORCが和解案を受け入れるか否かを検討した時期に、すでに一部の会員の方から、似たような意見を頂いています。「訴訟に加わっていない<たか>のクルーのご遺族は2家族おられる。「唯一の生存者、佐野三治氏を含めると3者。損害賠償請求の足並みが揃わなかったという点で、この方たちの存在は、和解にも大きな影響を与えたのではないか。たとえば、佐野三治氏が、27日間の漂流の恐怖に対して慰謝料を払えと、原告と同様に主張しても、決しておかしくない。原告側はその方が有利、待ってたはず――」というご意見でした。

☆なお、プレスリリースに向けて、当方も草案をつくりましたが、関係者各位に提示して了解を得る時間的な余裕もなく、それに弁護団が声明するのが妥当ということで、当日は配布しませんでした。

一応、ご参考までに、下記に掲載します。

社団法人日本外洋帆走協会（NORC）の和解に対する考え方

NORCは、全国の会員（1997.11.4現在、4.790人）が、毎年訴訟対策の経費を負担し、本日まで裁判に応じてきました。目的は、争点の骨子である主催者責任の範囲や船舶の運航責任の所在などに関して、司法の明解なるご判断が頂けない限り、今後、外洋ヨットレースの開催が危ぶまれるからです。

海は人工のスキー場やサーキットとは違って、人為の管理が及びません。当たり前ですが、風や波をコントロールできるわけがなく、その状況のパーフェクトな予想さえ困難です。したがってNORCは、国際的なルールに基づく、「レースに参加するか否か、レースのスタートを切るか切らないか、レースを続行するか否か、その他一切の艇の運行に関しては、各艇の責任のみで決定される」「レースコミッティはレースの公平な成立のみに責任を担う」という立場を守っています。

レースを中止しなかった点に関しては、「すでにスタートしたレースを、荒天を理由に中止しても、海難審判の裁決にもあるように、気象や海象の状況は変らず、レース参加艇は荒天の中を自力で航行を続けなくてはならないのだから、なまじの中止指令は艇長の権限に介入する恐れがあって、かえって判断の混乱を招く」と主張しています。

また、安全備品の管理と取り扱いの習熟に関しては、各艇の責任としています。

しかしながら現在、第一審が始まってすでに丸4年が経過していて、今後、最終の判決が確定するまでには膨大な時間が必要と思われ、併せて今回の和解が、裁判所の主導による職権和解勧告であることを考慮し、条件次第では応じると機関決定しました。

そこで和解案に提示された和解金の総額と原告請求額との比率からみると、事実上、NORCが主張した主催者責任の範囲、船舶の運行責任の所在などが、司法に認められたと判断した次第です。

なお、NORCは、今後も従前と同様に、会員のモラルとして、自己責任の貫徹を柱とするシーマンシップの向上に全力を尽くし、海難事故の絶無を期する所存です。

以　上

日本ヨット界統合準備委員会の報告と議事録(第８回)

常務理事　加藤　正義

日本ヨット界統合準備委員会の報告

OFFSHORE 253 号で、1997 年 8 月 20 開催した第4回日本ヨット界統合準備委員会の議事録まで紹介しましたが、その後の状況の概要をお知らせします。

1997 年 9 月 18 日第 5 回委員会を開催しましたが、これは第 4 回に引続き NORC 、JYA それぞれの経理内容を重ねて説明し、相方の理解を深めました。11 月には ORC、ISAF それぞれ国際会議があるので、ORC と ISAF の合併の可能性その他各種問題が判明した後に委員会を行うこととし、第 6 回委員会は 11 月 18 日 (JYA 側国際会議状況説明会)、第 7 回委員会は 12 月 3 日 (NORC 側国際会議説明) 開催されました。NORC 側は OFFSHORE254 号掲載 ORC 報告の概要を説明しました。

第 7 回委員会では ORC 報告のあと JYA が以前作成した統合後の規則としての「寄付行為」改正案をタタキ台として相方が意見を述べました。主要意見を要約するとつぎのとおりです。

JYA： わが国におけるセーリング競技規則の統一管理運用については、著作権問題に配慮検討する必要がある。

NORC：競技規則の他に海上衝突予防法等のセーリングに関わる法令等の係わり合いも考慮する必要がある。

JYA ： 競技規則等の管理面重視の記述だけでなく、セーリングの楽しみ方等についての記述も必要である。文章化について検討したい。

NORC：レースの協会でなく、レース以外に幅を広げることが必要である。「目的」が、海事思想の高揚となっているが、生涯スポーツとか、健康等の内容を記述すれば、「事業」での具体的記述につながるのではないか。

NORC：セーリングは、海上だけに限定するのかも考えておいた方がよい。

JYA ： 氷上セーリングや砂漠でのセーリングも以前に IYRU の中で話に出てきていたケースも確かにある。模型ヨットも仲間に入った例もある。

JYA ： 今検討していることは、JYA・NORC が今後どのような立場をとるかを考えなくてはならないことである。特に、管理重視かサービス重視かの議論になるが、新しい組織は基本的にはセーリング或いはセーラーに対するサービス機能に主体がおかれたものである必要がある。

NORC：「主催」の解釈を明確にしておかなければならない。主催者はどんな責任をもつのか等、用語の定義を具体的に検討しておくことが必要だ。

JYA ： 大会会長名等安易に使用してはいけないと思う。
主催については更に検討しなければならない。また公認レースということで扱うことも考えられる。公認団体が行う全日本大会を公認レースとして認めることもよいのではないか。

NORC：財団法人と社団法人の団体が一緒になるときは、通常財団法人となるのだが、万一何故財団法人になったのかと問われた時を考えて、財団となる理由をはっきりしておいた方がよい。

第 8 回委員会は、暮れも押しせまった 12 月 27 日に、12 月 19 日 NORC、JYA ワーキンググループで検討した日本セーリング連盟 (協会)(案) について逐条審議して、日本ヨット界統合準備委員会議事録 (第 8 回) として合意されました。今後はこの案文を基本に組織・運営方法等の検討を進めていくこととしています。

第 9 回委員会は 1998 年 1 月 26 日日本セーリング連盟 (協会)(案) の組織構成について討議が行なわれましたが、本内容は議事録を作成に相方合意押印後お知らせします。

(注) 議事録をご覧になりたい方は、NORC 本部に請求下さい。

日本ヨット界統合準備委員会議事録(第８回)

日時 平成 9 年 12 月 27 日 (土) 13:00 ～ 16:00
場所 NORC 本部会議室
出席者　尾島 裕太郎、加藤 正義、鈴木 保夫、古川 保夫、高田 尚之、児玉 萬平 (以上 NORC)
貝道 和昭、穂積 八洲雄、岩田 直幸 (以上 JYA)

会議はＮＯＲＣ側尾島委員の司会によって進行された。冒頭ＮＯＲＣ側から、① 平成 9 年 12 月 25 日＜たか＞損害賠償請求事件は和解が成立した。ＮＯＲＣは原告に和解金 300 万を支払うことになった。実質的には見舞金である。また、和解であるので外洋ヨットレースの自己責任の原則は確立されたものと理解している。② ＮＯＲＣは平成 10 年は理事改選期で、新理事は、きたる 2 月 21 日開催の代議員会で選任される予定であるが総数 30 人中 18 人が新人である旨の説明があった。

今回の委員会においては、さる 12 月 19 日ＮＯＲＣ側尾島委員・児玉委員、ＪＹＡ側岩田委員、青山 (篤) 小委員会委員により検討された日本セーリング連盟 (協会)(案) を基に、第 1 条 (目的)、第 2 条 (事務所)、第 3 条 (目的)、第 4 条 (事業) について逐条審議を行い、差し当り別紙案が合意された。この、案文を基本に組織・運営方法等の検討を進めていくこととする。

なお、連盟と協会のいずれかが適当か、また、海事思想の定義及びセーリング競技の開催・公認・援助などの定義については今後明確にしていくことになった。

日本セーリング連盟 (協会)(案)

(名称)
第 1 条　本連盟は、財団法人日本セーリング連盟(英文では Japan Sailing Federation ～ JSAF) という。
(事務所)
第 2 条　本連盟は、事務所を東京都渋谷区に置く。
(目的)
第 3 条　本連盟は、すべてのセーリングに関してわが国を代表する機関として、セーリングスポーツと海事思想の健全なる発展普及を目的とする。
(事業)
第 4 条　本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) あらゆるセーリングに必要な技術及び安全思想に関する調査、研究、指導並びにこれらの情報提供
(2) わが国を代表して国際セーリング連盟 (ISAF) のセーリング競技規則 (RRS) の管理及びその他国際セーリング競技に関する規則の管理
(3) わが国におけるあらゆるセーリングに関する規則の統括及び管理運用
(4) わが国若しくはわが国と関係各国の間で行われるセーリング競技会の開催、公認及び援助
(5) オリンピック若しくは世界選手権等あらゆる国際セーリング競技会への選手又は艇の選考及び派遣
(6) セーリングに関する危険防止のための諸施設及び泊地についての設置運営に関する指導並びにこれらの情報提供
(7) セーリング用具 (艇体、機器、装備等) の調査、研究及び開発並びに情報の提供
(8) セーリング用具 (艇体、機器、装備等) の登録及び計測の実施並びにこれらに係る証明書の発行
(9) セーリング用具 (艇体、機器、装備等) に関する安全性検査の実施及びこれに係る検査報告書の発行
(10) あらゆるセーリングに関する国内外の各種機関への参画及び折衝
(11) その他本連盟の目的を達成するために必要な事項

1998 ～ 1999 年度担当本部　理事・監事予定者一覧

社団法人　日本外洋帆走協会

1997 年 10 月 15 日、NORC 本部は各支部に対して 1998～1999 年度本部理事及び監事予定者選出選挙告示をいたしました (OFFSHORE253 号参照)。

下記の理事・監事予定者一覧は、各支部において定められた選挙日に選出された予定者です。

なお、下表本部理事・監事予定者は、1998 年 2 月 21 日に開催の代議員会におきまして理事として選任され就任することになります。

(敬称略、支部別、アイウエオ順で記載)

理事予定者

関東水域支部、定員 16 名		駿河湾支部、定員 2 名	
池田栄宏	(新任)	松永一生	(再任)
今北文夫	(新任)	白井義博	(再任)
大谷正彦	(新任)	東海支部、定員 4 名	
尾島裕太郎	(新任)	川端治夫	(再任)
加藤正義	(新任)	坂谷定生	(新任)
鈴木保夫	(新任)	竹内聡一	(新任)
周東英卿	(新任)	渡辺行彦	(新任)
高田尚之	(新任)	近畿北陸支部、定員 1 名	
戸田邦司	(新任)	三井祥功	(再任)
野口隆司	(新任)	内海支部、定員 3 名	
榛葉克也	(新任)	稲継一洋	(新任)
服部一良	(新任)	小田泰義	(再任)
平賀　威	(新任)	馬場益弘	(新任)
古川保夫	(新任)	西内海支部、定員 3 名	
山本高靖	(新任)	岩田行史	(再任)
渡辺康夫	(新任)	金井寿夫	(新任)
		山下文徳	(新任)
		玄海支部、定員 1 名	
		松尾貴比古	(新任)

監事予定者

市原　恭夫 (新任)、清田　博 (新任)
(注) 監事については、平野喜美夫候補が辞退され、上記 2 名になりました。

社団法人 日本外洋帆走協会 ORC セイルメジャラー制度に関する規定

制定 1997年12月26日

㈳日本外洋帆走協会 (NORC)ORC セイルメジャラー制度は、本規程により実施し、本部計測委員会が管理する。

1. 申請資格

1) NORC の会員であること。

2) セイルメジャラーとしての適性があること。

3) 有資格者のセイルメジャラーのもと、約1年間の経験があり、有資格者の推薦があること。

4) セイルメジャラー講習会に参加し、指定された課題のレポートを提出すること。

2. 申請手続き

セイルメジャラーの資格を取得しようとする者は、所定の申請書に必要事項を記入し、推薦者の署名を取得の上、別に定める費用を添えて、本部計測委員会に毎年 12 月 20 日までに申請すること。

3. 資格認定

NORC 本部計測委員会は、提出されたレポートおよび書類とセイルメジャラー講習会における技量により認定する。

4. 有効期間

セイルメジャラーの資格の最長有効期間は2年間とする。

5. 更新手続き

4 項の有効期間のうちに NORC 本部計測委員会が行うセイルメジャラー講習会に参加し、更新手続きを行うものとする。

講習会に参加しなかった場合、セイルメジャラー資格は失効とする。

6. 資格の停止または取り消し

セイルメジャラーの資格は、次に掲げる場合には停止または取り消されることがある。

1) セイルメジャラーとしての適性がないと認められた場合。

2) セイルメジャラー制度の実施に支障を及ぼす恐れがあると認められた場合。

(注) ORC セイルメジャラー資格取得申請書は省略

NORC 本部財政再建寄付の御礼と寄付会員各位一覧

NORC 本部は逼迫した財政再建の一環といたしまして、去る 1997 年 10 月 28 日に特別会員各位に1口1万円で「NORC 本部財政再建寄付」のご協力をお願いしておりました。

今日の経済状況が厳しい時期にもかかわらず、特別会員の皆様には快くご理解並びにご協力いただき、1997 年 12 月末日締め切りををもちまして、459 口、459 万円となりました。

下記にご協力いただました寄付会員各位の会員番号とご芳名を掲載いたします。

本年度も執行部一同協力いたしまして再建に努めます。今後とも会員皆様のご指導ならびにご支援のほどよろしくお願いいたします。誠にありがとうございました。

（敬称略、順不同）

会員番号	氏名	会員番号	氏名
A1059111	石原 慎太郎	A1079127	石渡 一夫
T1000248	小林 義彦	N1000026	長尾 久吉
I1000027	岩田 行使	A1077199	竹内 敏夫
A1073202	高田 尚之	A1093239	品川 卓一
A1068941	古川 保夫	A1086167	能條 秀夫
A1068877	尾島 裕太郎	I1000663	小林 広典
A1072008	清田 博	A2090062	矢野 守夫
A1070912	児玉 萬平	S1087011	鈴木 晴夫
A1074107	鈴木 光男	K1091558	樋口 誠
A2066687	石川 重光	A1093109	ベルマン・ピーター
N1000125	野本 謙作	A1075150	植松 真
N1001034	田中 浩	T1096026	武市 義弘
A1072056	舟岡 正	A1088189	加藤 幸輝
K1097706	上口 通義	G1000094	岩井 貞雄
A1075141	雪風ヨットクラブグループ	A1074004	野村 文英
A1090346	大 興太郎	A1077198	指田 和明
N1001205	松本 國照	A1095003	森 純男
I1000422	庭田 雄二	A1066640	馬場 邦彦
N1001371	渡辺 生児	N1001057	土井 収二
N1001165	村野 裕	N1000398	諏訪 禎男
Q1095002	平島 忠久	A1086169	稲葉 八朗
T1095029	大庭 誠	K1091562	小林 徳也
T1085021	園部 喜規	A1085145	熱田 二土行
T1085005	菅沼 慎一	A1085128	福田 祐一郎
A1084048	小高 敏夫	A1064433	鈴木 禮三
N1000991	鈴木 重行	A1073154	平田 克己
I1000270	多田野 弘	A1068887	冨田 潔
T1077062	吉田 貴彦	A1075084	前田 泰明
A1068997	平川 鉄三	A1072253	島田 清四郎
N1000586	川田 逸夫	A1097017	大野 洋一
O1074223	城間 祥行	I1000454	橋本 成史
T1092007	坂倉 純二	A1082075	小黒 公一
T1000193	竹内 聡一	T1093068	今井 富久翁
A1057019	飯島 元次	N1001396	川崎 望
A1063307	大谷 正彦	I1000378	檀上 進平
A1065540	平野 喜美夫	N1001441	辻井 正
S1070172	西田 兼義	N1000253	芦田 泰輔
A1066716	山崎 達光	A1054012	渡辺 修治
A1094104	木村 三喜夫	N1001155	荻野 宣夫
N1000473	酒沢 勲	A1091140	川上 聖治
I1000090	桑本 信幸	K1090546	笠原 文和
J1091008	織田 好孝	A1065586	平松 栄一
A1060029	飯島 征四郎	T1097003	渡邊 祐介
T1000150	市川 勇	A1090545	戸高 秀明
A1069096	熊沢 時寛	A1078021	清川 恒
J1091012	上野 直紀	N1001391	松島 勝則
A1070119	倉持 和夫	A1091236	松浦 孝志
G1000361	土生 幸次	A1076056	井上 礼三
A1076117	藤田 弘治	A1065576	都築 勝利
S1092002	山田 良昭	A1087109	方 栄世
I1000486	水野 秀之	A1064440	加藤 亨
A1081083	溝口 哲也	A1069161	栗林 定友
O1088001	識名 朝典	A1069161	神保 和也
I1000333	山下 文徳		

会員有志からの寄付のお礼

1996 年度は、当協会の 1996 年度予算も決まらず、予算も極めて厳しい状況下にあったため、会員有志の方々から「NORC 財政救済基金」の名目で、下表の方々から合計 1,150 万円の1年限りの短期借入をお願いいたしました。

1997 年度秋頃には予算執行状況は好転したものの、なお厳しい状況下にあり、下表の一部の方々にはお約束通り基金の返却をいたしましたが、それ以外の方々には基金借用の更なる一年延期と基金から「NORC 本部財政再建寄付」をお願いいたしました。

ご寄付のご芳名は左表の中に含まれております。

下表の方々には、金額的にも大口の借用・寄付をいただき、厚く御礼申し上げます。

（敬称略、順不同）

会員番号	氏名	会員番号	氏名
I1000027	岩田 行史	A1059111	石原 慎太郎
T1000248	小林 義彦	A1084005	稲葉 文則
A1068941	古川 保夫	A1078171	砂田 信一
A1070912	児玉 萬平	A1062422	安岡 信一
T2095045	飛田 卓郎	A1073202	高田 尚之
A1060057	並木 茂士	A1068877	尾島 裕太朗
A1058199	大儀見 薫	A1072008	清田 博
Q1093008	松元 四郎	K1000012	三井 祥功
A1060110	戸田 邦司	K2000041	秋山 福夫
N1000690	黒瀬 知周	A1074107	鈴木 保夫
A1077083	斜森 保雄		

事務局短信

1998 年度第 1 回総会の開催について

1998 年度第 1 回総会を下記のとおり開催いたします。会員各位におかれましてはご出席のほどお願いいたします。ご都合により出席できない方は、必ず委任状の提出方お願いいたします。

記

日時：1998 年 2 月 21 日（土） 17:20 ～ 18:00

場所：第一オカモトヤビル 4 階会議室（地図は総会資料を参照してください）

議題：1.1997 年度事業報告及び収支決算報告

2.1998 年度事業計画及び収支予算等報告

3. 新理事・監事及び主要役員の選任報告

4. その他報告

1998 年度年会費払い込みについてのお願い

本年度の年会費の払い込みは 2 月末日となっております。会員各位におかれましては、所属する各支部にお支払いのほどよろしくお願いいたします。なお、NORC カード (UC カード) 会員各位におかれましては、本年 2 ／ 5 に各支部が定めた年会費を徴収させていただきました。

会員情報

本部事務局に下記の情報いただきました。原文のまま掲載いたします。

「" PFD" Are there any local or national requirements in your country / racing area requiring sailors to wear personal floatation devioes at any time during a race ? This question is meant to apply to Cruising / Racing boats in day or distance races. Not one designs. US Sailing has just passed such a requirement and I want to see if exists anywhere else in the world.

先日（1 月 17 日）、上記メールが USA から届きました。

クルーザー／レーシングボートはレース中、PFD の着用が、デイレース、ディスタンスレースを問わず、義務付けされるようです。レースに参加するセーラーはもちろん、ボランティアである運営スタッフにとってもよいことと思います（羽柴宏次様より）。」

「第 37 回東京国際ボートショー」及び「第 13 回大阪国際ボートショー」開催

「第 37 回東京国際ボートショー」は、きたる 2 月 11 日 (祝) ～ 15 日 (日) までの 5 日間、東京臨海副都心の東京ビックサイトで開催。また、「第 13 回大阪国際ボートショー」は、3 月 5 日 (木) ～ 8 日 (日) までの 4 日間、インテックス大阪 (南港) で開催される (主催：社団法人 日本舟艇工業会)。

この日本最大のマリンフェスティバルに、今回は出展社数は両会場あわせて 200 社、ヨット、ボートなどを合わせると展示隻数は 340 隻が予定されている。

昨年は東京国際ボートショーの来場者が約 17 万人、大阪でも過去最高を記録した。今回も NORC からの出展はないが、今日の経済不況の中で、今後のヨット界の真価も問われる開催になるだろう。

編集後記

● 254 号の発送業務は、関係者の手仕事で終えました。年末を目前にして業者がいなかったからです。それにしても本紙を折り畳んで帯を巻きラベルを張ること総数 4790 通。

8 人掛かりで延べ 15 時間。でも普段はエラソうな専務理事と常務理事も黙々と作業に励んでいて、全員参加の新生ＮＯＲＣを象徴するような、なかなかの眺めでした。(H)

● 255 号はきたる 2 月 21 日開催の理事会・代議委員会・総会資料の送付に合わせ、NORC の現状を少しでもご理解が深まるようにという主旨で急遽発行しました。

現在の OFFSHORE は堅い記事ばかりで会員各位から批判もいただいております。本年度は発行回数を増やし、会員各位に有益な情報やレース記事など掲載いたします。ご期待ください。(T)